

たかつき環境市民会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、たかつき環境市民会議（以下、「市民会議」という。）と称する。

(事務所)

第2条 市民会議は、事務所を高槻市内におく。

(目的)

第3条 市民会議は、市民、事業者、行政が協働して、高槻市環境基本計画に基づいて「エコシティ高槻」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第4条 本規約における用語は以下の通り定義する。

(1)たかつき環境市民会議

会員登録した個人や団体、環境活動グループ、たかつき環境市民会議運営会、及び無限責任中間法人たかつき環境市民会議、それぞれ個人、団体の総体を示す。

(2)たかつき環境市民会議運営会（以下、「運営会」という。）

市民会議を運営する組織である。

(3)無限責任中間法人たかつき環境市民会議（以下、「中間法人」という。）

市民会議を社会的・法的に代表する組織である。

(4)環境活動グループ（以下、「活動グループ」という。）

市民会議に登録した会員が集まって、環境に関する特定のテーマで活動するための集まりである。

第2章 たかつき環境市民会議会員

(会員の種類)

第5条 会員の種類は、次のとおりとする。

(1)正会員

高槻の環境をよくしようという志を持って、市民会議の目的と事業に賛同し、市民会議に登録した個人、市民団体、事業者、事業者団体

(2)賛助会員

市民会議の目的と事業に賛同し、市民会議の事業を支援する個人、市民団体、事業者、事業者団体

(入退会)

第6条 市民会議の会員になろうとする者は、入会申込書を運営会の代表に提出する。ま

た、会員が退会しようとするときは、退会届を代表に提出する。

2 会員の活動が、市民会議の目的に反すると認められる場合には、運営会は当人に対し勧告し、さらには、当人との協議の上で登録を抹消することができる。

(年会費)

第7条 会員は次に定める年会費を、運営会へ納入しなければならない。

- (1)個人正会員 1,000 円
- (2)事業者、団体正会員 2,000 円
- (3)賛助会員 1,000 円 (一口)

2 会員が運営会の会計年度の途中で退会した場合においても、既に納入した年会費は返還しない。

3 納入の方法及び時期は運営会が定める。

(変更届け)

第8条 会員は、入会申込書記載の内容が変更になった場合、その都度訂正の申込書を運営会の代表に提出しなければならない。

(環境活動グループ)

第9条 会員は環境に関するテーマで、自主的に活動グループを結成することができる。

2 活動グループを設置、解散しようとする場合は、運営会へ届け出る。

(全体会議)

第10条 会員が集い、活動報告や情報交換等行う場として、全体会議を開催する。

- 2 全体会議の開催は、運営会が決定し、会員を招集する。
- 3 全体会議は、年1回開催する。また必要に応じ臨時に開催する。
- 4 全体会議では、年1回は、運営会の事業及び会計報告を行う。

第3章 たかつき環境市民会議運営会

(事業)

第11条 運営会は、次の事業を行う。

- (1) 市民会議会員の登録及び抹消
- (2) 市民会議の活動グループ設置及び解散の承認
- (3) 市民会議会員・活動グループ間の連携の調整
- (4) 高槻市、国及びその他地方公共団体並びに他団体との連携と協力
- (5) 市民会議に関わる情報発信・PR、会員拡充
- (6) たかつきローカルアジェンダ 21 の推進と評価見直し
- (7) たかつきローカルアジェンダ 21 推進のため市民とともに活動を実践
- (8) 第3条の目的を達成するために必要な取組

(運営委員)

第12条 運営会は、以下の運営委員で構成する。

(1)各活動グループから選出された市民会議の正会員

(2)市民会議の会員で、運営会に参加の申し出を行い、運営会議で承認された者

2 運営委員の任期は、就任から事業年度の終わりまでとする。ただし再任は妨げない。

(運営会議の開催)

第13条 運営会の事業の検討・決議のための会議として、運営会議を開催する。

2 運営会議は、代表が召集する。

3 代表は、運営委員の三分の一以上から請求があったときは、運営会議を開催しなければならない。

4 アドバイザーは、運営会議に出席して意見を述べることができる。

(運営会議の審議事項)

第14条 運営会議は、次の事項について審議を行う。

(1)運営会の決算、予算の決定

(2)運営会の事業報告、事業計画の決定

(3)その他運営会の事業の推進に関して必要な事項

(運営会議の決議方法)

第15条 運営会議の議案は、出席運営委員の過半数で議決する。

2 運営会議の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した運営委員の確認を求めるものとする。

(部会)

第16条 運営会の事業を推進するにあたり、必要に応じて、常設あるいは臨時の部会を設置することができる。

2 部会の設置及び廃止は運営会議で行う。

(アドバイザー)

第17条 運営会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、運営会議の議決を経て、代表が就任を要請する。

3 アドバイザーは、専門的な立場から指導助言を行う。

(役員)

第18条 運営会に次の役員を置く。

(1)代表 1名

(2)副代表 若干名

2 役員は、運営委員の互選により定める。

3 代表は、運営会を代表する。

4 代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、あらかじめ代表が副代表の中から指名し、その職務を代行する。

5 役員の任期は就任から事業年度の終わりまでとする。ただし、再任は妨げない。

(役員会の業務)

第 19 条 役員会は、次の業務を行う。

- (1) 運営会の決算案、予算案の作成
- (2) 運営会の事業報告案、事業計画案の作成
- (3) 運営会議の議事案の作成
- (4) 事務局の管理監督
- (5) その他必要な事項

(役員会の開催)

第 20 条 役員会は、代表が召集する。

2 役員会は、役員のお二分の一以上、あるいは運営委員のお二分の一以上から請求があったときは、役員会を開催しなければならない。

3 アドバイザーは、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の決議方法)

第 21 条 役員会の議案は、総役員の同意をもってこれを決する。

2 役員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、総役員の確認を求めるものとする。

(会計)

第 22 条 運営会の収入は、市民会議会員の会費、寄附金品、補助金、事業に伴う収入、その他収入から構成される。

2 運営会の会計に関わる業務は、すべて中間法人が行う。

3 運営会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 23 条 運営会の事業に関わる事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は中間法人に置く。

(監事)

第 24 条 運営会の会計監査を行うために、監事を 1 名以上置く。

2 監事は、運営会が、市民会議の正会員の中から選任する。なお、監事は運営委員と兼任することはできない。

3 監事の任期は就任から事業年度の終わりまでとする。ただし、再任は妨げない。

第 4 章 無限責任中間法人たかつき環境市民会議

(無限責任中間法人たかつき環境市民会議)

第 25 条 運営会の役員が、中間法人の社員に就任する。

- 2 中間法人の設立、解散、合併については、運営会の承認を得なければならない。
- 3 中間法人の事業計画及び予算、事業状況報告及び決算について、運営会の承認を得なければならない。
- 4 中間法人は、運営会から請求あるときは、すみやかに、中間法人の業務及び財産の状況について報告しなければならない。
- 5 中間法人に関わるその他の事項については、中間法人の定款に定める。
- 6 中間法人の定款の改廃については、運営会の承認を得なければならない。

第5章 附 則

(その他)

第 26 条 市民会議の会議はすべて原則公開とする。ただし、人事案件など非公開とする事由があると議決したときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会員はすべての会議に出席して意見を述べるができるが、所属する会議以外での議決権はない。

第 27 条 本規約の改廃については運営会議において決定する。

第 28 条 その他本規約に規定のない事項については、運営会議において決定する。

(施行期日)

第 29 条 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。